

改正 令和3年9月29日 原規総発第2109295号 原子力規制委員会決定

令和3年9月29日

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等の一部改正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等（原規総発第1306193号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則等の一部を改正する規則の施行の日（令和3年10月21日）より施行する。

別表 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後				改正前			
(別表)				(別表)			
条文	内容	審査基準又は処分基準	標準処理期間	条文	内容	審査基準又は処分基準	標準処理期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【廃棄の規制】				【廃棄の規制】			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第51条の2 4の2第1項	閉鎖措置計画 の認可	基準は、第51条の24 の2第3項において読 み替えて準用する第1 2条の6第4項、第一種 埋設規則第77条及び 第二種埋設規則第22 条の5の7に規定され ている。(※2)	※6	第51条の2 4の2第1項	閉鎖措置計画 の認可	基準は、第51条の24 の2第3項において読 み替えて準用する第1 2条の6第4項及び第 一種埋設規則第77条 に規定されている。	※6
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第51条の2 4の2第3項 において読み 替えて準用す る第12条の 6第3項	閉鎖措置計画 の変更の認可	基準は、第51条の24 の2第3項において読 替えて準用する第12 条の6第4項、第一種埋 設規則第77条及び第 二種埋設規則第22条 の5の7に規定されて	※6	第51条の2 4の2第3項 において読み 替えて準用す る第12条の 6第3項	閉鎖措置計画 の変更の認可	基準は、第51条の24 の2第3項において読 替えて準用する第12 条の6第4項及び第一 種埋設規則第77条に 規定されている。(※2)	※6

		いる。(※2)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)